

平成 24 年 4 月 23 日

東京電力株式会社
取締役社長 西澤 俊夫 様

特定非営利活動法人 日本住宅管理組合協議会
会 長 川上 湛永
特定非営利活動法人 集合住宅管理組合センター
代表理事 伊藤 智恵子
特定非営利活動法人 埼玉県マンション管理組合ネットワーク
会 長 佐々木 一
特定非営利活動法人 かながわマンション管理組合ネットワーク
会 長 山本 育三

マンション共用部分の電気料金値上げに対する申し入れ書

私ども 4 団体は、首都圏の分譲マンション管理組合団体（総計 868 管理組合、122,393 戸）で、マンションに係わる諸問題解決等のため、日夜活動しています。今般、東京電力は 4 月 1 日から高圧受電施設を持つ中・大規模マンションの共用部の電力料金を平均 17%値上げする通知をされました。一部管理組合では、新料金での契約更新を拒否していますが、私どもは、以下の理由で、今回の電気料金値上げは、撤回されるよう求めます。

記

1. 今回、値上げの対象となった共用部は、6000 ボルトの高圧で受電し、自家用受変電設備（キュービクル）で 100 ボルト～200 ボルトに変圧して、エレベーター、ポンプ室、機械式駐車場、開放廊下、等に供給しています。これら施設は、住民の生活に欠かせない部分です。

2. 値上げによる生活への打撃が大きいことを、見過ごせません。

例えば、我々 4 団体中に加盟の A マンション。中高層・超高層棟（約 600 戸）からなり、値上げにより、全体共用部は年間約 220 万円、各棟共用部は合計約 200 万円の値上げとなり、これらは、マンション管理組合においては、住民から集める管理費から支出されます。これを各戸当たりに換算すると、年平均約 7 千円の負担増となります。

さらに、今夏以降に予測されている家庭用電気料金の値上げ（一部マスコミ報道によれば、10%値上げ）が実施されれば、負担は更に重くなり、ダブルパンチとなり生活を打撃します。Aマンションでは、家庭用の電気使用料は、全戸で年間1億円以上に上り、10%値上げで1000万円以上の負担増、と試算されます。駐車場の電灯を一部外すなど自衛策を取り始めていますが、契約期限後の更新については、現在、検討中です。

また、Bマンションでは、値上げを拒否し、電気料金の自動引き落としを解約することを理事会決定しました。

3. 高圧受電部分は、経済産業省の申請・認可を必要とせず、電力会社が自由に料金設定できる「自由化部門」とされています。しかし、利益を目的とし、電気料金値上げ分を販売価格に転嫁することもできる企業と生活の拠点であるマンション共用部を同一基準で値上げすること自体、消費者の立場を考慮しない電力会社の体質をあらわすものと考えます。

以上の理由から、今回の電気料金値上げは、直ちに撤回されるよう申し入れるものであります。

また、すでに値上げに応じて契約更新した組合に対しても、さかのぼって撤回されるよう申し入れます。回答については、文書にてお願いします。

以上

NPO 法人 日本住宅管理組合協議会	176 組合	46096 戸
〒101-0041 東京都千代田区神田須田町 1-20 TEL03-5256-1241		
NPO 法人 集合住宅管理組合センター	332 組合	17500 戸
〒162-0825 東京都新宿区神楽坂 6-66 三上ビル 4 階 TEL03-3269-1139		
NPO 法人 埼玉県マンション管理組合ネットワーク	80 組合	8260 戸
〒336-0017 埼玉県さいたま市南区南浦和 3-3-17 豊曜ビル 2 階 TEL048-887-9921		
NPO 法人 かながわマンション管理組合ネットワーク	280 組合	50537 戸
〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町 2-9-22 日興パレス 216 TEL045-620-6300		